

## 第57号議案

### 滋賀県教育財産管理規則の一部改正について

滋賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

滋賀県教育財産管理規則（昭和40年滋賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第25条」を削り、「第26条」を「第25条」に改める。

第2条第3号中「財産の所属を移す」を「教育財産に関する事務の分掌を他の学校その他の教育機関に変更する」に改める。

第3条の見出し中「所属」を「所管」に改め、同条中「行なう」を「所掌する」に、「に所属させるものとする」を「の所管に属させる」に改め、同条ただし書中「その所属」を「所管」に改める。

第4条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に、「所属」を「所管」に、「の管理の状況について、」を「に係る次に掲げる事項について」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育財産の維持、保存および使用目的の適否
- (2) 電気、ガス、給排水その他諸施設の良否
- (3) 土地の境界の確認および無断使用の有無
- (4) 財産台帳および附属図面と所管財産との照合
- (5) 使用の許可をし、または貸し付けた教育財産の使用の状況
- (6) その他教育財産の管理上必要な事項

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条の見出しを「(普通財産の教育財産への変更)」に改め、同条中「教育財産の用途を開始」を「所管する普通財産を教育財産に変更」に改め、「必要な」を削り、「あらかじめ教育長に届け出」を「教育長の承認を受け」に改め、同条第2号中「用途開始予定年月日」を「教育財産としての用に供する予定年月日」に改める。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「とき」を「場合にあって」に、「を添附すること。）」を「)を添付しなければならない。」に改める。

第12条中「所属」を「所管」に改め、「の各号」を削り、「に申し出」を「の承認を受け」に改める。

第13条中「の使用期間」を「に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による使用の許可の期間」に、「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「ただし、」の右に「特殊の用途に供する場合または」を、「もの」の右に「で教育長の承認を受けた場合」を加える。

第14条第1項に次の1号を加える。

(10) その他必要と認める事項

第14条に次の1項を加える。

- 2 教育財産の使用料を減免して許可を行う場合その他必要があると認める場合は、一定の用途ならびにその用途に供しなければならない期日および期間を指定して許可しなければならない。

第15条および第16条を次のように改める。

(使用許可の手続)

第15条 教育財産の使用の許可を受けようとする者は、教育財産使用許可申請書(別記様式第2号)に関係書類を添えて、当該財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に提出しなければならない。

- 2 学校その他の教育機関の長は、前項の規定による申請に係る使用が引き続き4日以上の使用または異例に属する使用である場合において、当該財産の使用の許可をしようとするときは、当該教育財産使用許可申請書に次に掲げる事項を明らかにした副申書および次条第1項の許可書の案を添えて教育長に提出し、教育長の承認を受けなければならない。

(1) 当該財産の財産台帳記載事項

(2) 使用を許可しようとする理由

(3) 使用目的

(4) 使用数量および使用期間

(5) 使用料およびその算定の根拠

(6) 使用料を減免しようとするときは、その理由

(7) 現に使用の許可を受けている者に係るものにあつては、現在の財産の使用の状況

(8) 使用許可についての意見

(9) その他参考となる事項

3 学校その他の教育機関の長は、第1項の規定による申請に係る教育財産の使用が引き続き4日未満の使用である場合は、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、当該財産の使用の許可をすることができる。

(使用許可書)

第16条 前条第1項の教育財産の使用の許可をするときは、次に掲げる事項を記載した許可書を申請者に交付するものとする。

(1) 申請者の住所および氏名

(2) 使用財産の所在地名および名称ならびに数量

(3) 使用目的

(4) 使用期間

(5) 使用料ならびに納入の期限および方法

(6) 使用許可の条件

(7) その他必要な事項

2 学校その他の教育機関の長が前条第3項の規定により教育財産の使用の許可をしようとするときは、前項各号に掲げる事項を記載した許可書を申請者に交付するものとする。

第17条中「学校その他の教育機関の長は、使用者が」を「使用者は、」に、「の変更を希望」を「を変更しよう」とに、「別記様式第4号)を提出させ」を「別記様式第3号)を当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に提出し」に改める。

第18条中「添えて」の右に「、当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して」を加える。

第19条第1項中「使用期間」を「使用の許可の期間」に改め、「または」の右に「許可の」を加え、「別記様式第5号)を」を「別記様式第4号)を当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して」に改める。

第19条の2中「滋賀県の行政財産の貸付け」を「県財産規則第29条第1項の規定」に改める。

第20条を次のように改める。

(教育財産台帳)

第20条 教育長は、教育財産に係る台帳(以下「台帳」という。)を作成するものとする。この場合の台帳の様式については、県財産規則別記様式第13号から別記様式第26号までの様式の例による。

- 2 台帳は、当該台帳に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて、当該台帳に代えることができる。
- 3 学校その他の教育機関の長は、電磁的記録により作成されない場合にあつては、その所管に属する教育財産について台帳の副本を備え、財産の価格、数量等について変動を生じたときは、台帳の副本を修正しなければならない。
- 4 教育長は、台帳に附属すべき実測図、配置図、平面図、その他関係図面を備え置かなければならない。

第21条の見出し中「修正」を「修正等」に改め、同条第1項中「学校その他の教育機関の長」を「教育長」に、「そのつど副本に記載し、附属図面があるときは、その附属図面を修正しなければならない」を「その都度、台帳を修正するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 教育長は、教育財産の変動について台帳に記載する場合において、附属図面があるときは、その附属図面を修正するものとする。

第22条中「および副本の記載」を「の記載および証拠書類」に、「第65条」を「第66条」に改める。

第23条の見出しを「(使用許可台帳等)」に改め、同条第1項中、「使用許可の」を「使用許可または貸付の」に、「使用許可台帳(別記様式第6号)」を「、使用許可台帳および貸付台帳(以下「使用許可台帳等」という。)」に、「そのつど」を「その都度、」に改め、同項ただし書中「使用期間」を「使用許可または貸付けの期間」に、「台帳」を「使用許可台帳等」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「第1項の台帳」を「使用許可台帳等」に改め、「許可」の右に「または貸付け」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の台帳」を「使用許可台帳等」に、「関係図面に」を「関係図面を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 使用許可台帳等の様式については、県財産規則別記様式第27号および別記様式第28号の様式の例による。

第24条を削る。

第25条第1項中「所属」を「所管」に、「き損」を「毀損」に改め、「事故」の右に「(以下「事故」という。)」を加え、「とり」を「とるとともに教育長にその旨を報告し」に、「被害の状況および被害金額の概算を適宜の方法により教育長」を「遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書により詳細」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 被害財産の名称、所在地および地番
- (2) 事故の原因および発生の日時

- (3) 被害の状況
- (4) 被害財産の保全または復旧のためにとつた応急措置
- (5) 損害見積額および復旧可能なものについては、これに要する経費の見積額
- (6) 使用財産にあつては、事故に対する使用者の責任の有無
- (7) 使用者に責任がある場合にあつては、使用者の損害賠償負担能力
- (8) その他参考となる事項

第25条第2項を削り、同条を第24条とし、第26条を第25条とする。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別 記

様式第 1 号（第10条関係）

所属替え教育財産引継書

教育財産を下記のとおり所属替えすることになったので、引き継ぐ。

年 月 日

（旧所属機関の長）

印

（新所属機関の長）

印

記

- 1 引継前の所属口座  
口座名称（口座番号 ）：  
分類（財産表分類コード ）：（分類） 行政財産  
（中小分類）  
本庁の主管課（局）名（所属コード ）：  
財産事務取扱者名（所属コード ）：
- 2 引継後の所属口座  
口座名称（口座番号 ）：  
分類（財産表分類コード ）：（分類） 行政財産  
（中小分類）  
本庁の主管課（局）名（所属コード ）：  
財産事務取扱者名（所属コード ）：
- 3 引継対象となる物件  
土地筆数 筆（公簿地積合計 平方メートル）  
建物棟数 棟（延床面積合計 平方メートル）  
用益物権 件  
工作物 件  
  
借受土地 件 使用許可 件  
借受建物 件 使用承認 件  
その他（ ） 件 貸付け 件
- 4 添付書類  
台帳（台帳副本）の写し  
登記事項証明書  
関係図面（公図の写し、位置図、平面図、実測図その他必要な図面）  
当該財産を取得した際の契約書等の写し  
当該財産の時価見積額  
その他参考となる資料

様式第2号（第15条関係）

教育財産使用許可申請書

年 月 日

（宛先）

滋賀県教育委員会教育長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者氏名）

滋賀県教育財産管理規則第14条第1項に規定する使用許可条件を遵守し、下記のとおり教育財産の使用許可を受けたいので申請します。

記

使 用 財 産 の 表 示	施設の名称（口座名称）		( )	
	所在地			
	土地	使用部分・地積	㎡	
	建物	使用部分・面積	㎡（建坪）	㎡（延べ坪）
	その他財産	種類		
使用部分・数量等				
使用目的および用途				
使用希望期間			年 月 日から	年 月 日まで
使用希望時間			時 分から	時 分まで
使用許可申請理由				
当該使用財産に係る管理責任者				
添付書類			1 関係図面（使用箇所を明記すること。）、設置場所の写真 2 使用目的が食堂等で運営に資格等が必要なものにあつては、当該資格等を有することを証する書類の写し	
備考				

様式第3号（第17条関係）

教育財産原状（使用目的）変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

滋賀県教育委員会教育長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者氏名）

下記のとおり使用許可財産の原状（使用目的）の変更の許可を受けたいので申請します。

記

使用財産の表示	
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在の使用目的および用途	
原状または使用目的を変更しようとする理由	
原状または使用目的を変更しようとする部分を明示した平面図、配置図	別添図面のとおり
備考	

様式第4号（第19条関係）

教育財産返還届

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会教育長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称および代表者氏名)

下記のとおり使用していた教育財産を返還します。

記

返還する教育財産の表示	
使用許可年月日 および許可番号	年 月 日付け 第 号
使用目的および用途	
使用期限	年 月 日から 年 月 日まで
使用時間	時 分から 時 分まで
使用料完納日	円 年 月 日
返還しようとする理由	<input type="checkbox"/> 許可（貸付）期間の満了 <input type="checkbox"/>
備考	

別記様式第5号から別記様式第7号までを削る。

付 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日より施行する。
- 2 この規則の施行の際に現にある改正前の滋賀県教育財産管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 滋賀県教育財産管理規則の一部を改正について

### 1 改正の理由

- ・教育財産管理事務の電子化に対応するため
- ・知事部局等の財産について定める「滋賀県公有財産事務規則」の改正に対応するため
- ・教育財産の管理にかかる手続きの明確化のため

### 2 改正内容

- ・事務が電子化されていることに伴う規定の整理
- ・不要となった手続きについての規定の削除
- ・「教育長」と「学校その他教育機関の長」の権限の明確化、経由機関の明示
- ・災害罹災時の報告業務について、内容の精査、速報の簡略化
- ・「公有財産事務規則」の文言整理に合わせた改正
- ・様式の改正・削除

※詳細は新旧対照表のとおり

### 3 施行日

令和8年7月1日

実務上の大きな変更はないが、様式変更を行うことから、周知期間を設けることとしたい。

滋賀県教育財産管理規則新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 管理</p> <p>    第1節 管理の通則(第8条—第12条)</p> <p>    第2節 教育財産の使用(第13条—第19条)</p> <p>    第3節 教育財産の貸付け(第19条の2)</p> <p>第3章 台帳(第20条—第23条)</p> <p>第4章 報告(第24条・<u>第25条</u>)</p> <p>第5章 雑則(第26条)</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>    (1)・(2) 省略</p> <p>    (3) 所属替え 学校その他の教育機関の間において、<u>財産の所属を移すことをいう。</u></p> <p>        (教育財産の<u>所属</u>)</p> <p>第3条 教育財産は、当該財産に係る事務または事業を<u>行なう</u>学校その他の教育機関に所属させるものとする。ただし、同一の教育財産で二以上の学校その他の教育機関の用に供するものについては、教育長が<u>その所属</u>する学校その他の教育機関を定める。</p> <p>        (財産事務の総括)</p> <p>第4条 教育財産の管理に関する事務の総括は、教育長が<u>行なう</u>ものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 管理</p> <p>    第1節 管理の通則(第8条—第12条)</p> <p>    第2節 教育財産の使用(第13条—第19条)</p> <p>    第3節 教育財産の貸付け(第19条の2)</p> <p>第3章 台帳(第20条—第23条)</p> <p>第4章 報告(第24条)</p> <p>第5章 雑則(第25条)</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>    (1)・(2) 省略</p> <p>    (3) 所属替え 学校その他の教育機関の間において、<u>教育財産に関する事務の分掌を他の学校その他の教育機関に変更することをいう。</u></p> <p>        (教育財産の<u>所管</u>)</p> <p>第3条 教育財産は、当該財産に係る事務または事業を<u>所掌する</u>学校その他の教育機関の<u>所管</u>に属させる。ただし、同一の教育財産で二以上の学校その他の教育機関の用に供するものについては、教育長が<u>所管</u>する学校その他の教育機関を定める。</p> <p>        (財産事務の総括)</p> <p>第4条 教育財産の管理に関する事務の総括は、教育長が<u>行なう</u>ものとする。</p>

2 教育長は、前項の事務を行なうため必要があると認めるときは、学校その他の教育機関の長に対し、その所属に属する教育財産の管理の状況について、報告を求め、実施について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を求めることができる。

第5条～第7条 省略

(管理義務)

第8条 学校その他の教育機関の長は、その所属に属する教育財産について、次に掲げる事項を随時調査するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

- (1) 教育財産の維持、保存および使用目的の適否
- (2) 電気、ガス、給排水その他諸施設の良否
- (3) 土地の境界の確認および無断使用の有無
- (4) 財産台帳および附属図面と所属財産との照合
- (5) 使用の許可をした公有財産の使用の状況
- (6) その他教育財産の管理または取締り上必要な事項

(用途開始)

第9条 学校その他の教育機関の長は、教育財産の用途を開始しようとするときは、次に掲げる必要な事項を明らかにして、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 用途開始予定年月日
- (3)・(4) 省略

2 教育長は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、学校その他の教育機関の長に対し、その所管に属する教育財産に係る次に掲げる事項について報告を求め、実施について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を求めるものとする。

- (1) 教育財産の維持、保存および使用目的の適否
- (2) 電気、ガス、給排水その他諸施設の良否
- (3) 土地の境界の確認および無断使用の有無
- (4) 財産台帳および附属図面と所管財産との照合
- (5) 使用の許可をし、または貸し付けた教育財産の使用の状況
- (6) その他教育財産の管理上必要な事項

第5条～第7条 省略

第8条 削除

(普通財産の教育財産への変更)

第9条 学校その他の教育機関の長は、所管する普通財産を教育財産に変更しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) 教育財産としての用に供する予定年月日
- (3)・(4) 省略

第10条 省略

(用途変更等)

第11条 学校その他の教育機関の長は、教育財産の用途または原状を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして教育長に申し出なければならない。ただし、当該財産の種類または変更の程度により、その一部を省略することができる。

(1)～(3) 省略

(4) 変更後の当該財産の明細

(5)～(7) 省略

2 移築または移設先が借地である場合には、前項各号に定めるもののほか、当該土地の面積、所有者の住所、氏名および借料を明らかにした書類ならびに当該土地使用についての承諾書（土地の所有者が法人であるときは、当該財産の貸付けについて、当該議決機関の議決書の写しまたは監督官庁の許認可書の写しを添附すること。）

(用途廃止)

第12条 学校その他の教育機関の長は、その所属に属する教育財産の用途廃止を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして教育長に申し出なければならない。

(1)～(5) 省略

(使用期間)

第13条 教育財産の使用期間は、1年をこえることができない。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(許可条件)

第14条 教育財産の使用の許可をする場合には、次に掲げるもののほ

第10条 省略

(用途変更等)

第11条 学校その他の教育機関の長は、教育財産の用途または原状を変更しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして教育長に申し出なければならない。ただし、当該財産の種類または変更の程度により、その一部を省略することができる。

(1)～(3) 省略

(削除)

(4)～(6) 省略

2 移築または移設先が借地である場合には、前項各号に定めるもののほか、当該土地の面積、所有者の住所、氏名および借料を明らかにした書類ならびに当該土地使用についての承諾書（土地の所有者が法人である場合にあつては、当該財産の貸付けについて、当該議決機関の議決書の写しまたは監督官庁の許認可書の写し）を添付しなければならない。

(用途廃止)

第12条 学校その他の教育機関の長は、その所管に属する教育財産の用途廃止を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにして教育長の承認を受けなければならない。

(1)～(5) 省略

(使用期間)

第13条 教育財産に係る地方自治法第(昭和22年法律第67号)238条の4第7項の規定による使用の許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、特殊の用途に供する場合または特別の理由があるもので教育長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(許可条件)

第14条 教育財産の使用の許可をする場合には、次に掲げるもののほ

か、必要な条件を付するものとする。

(1)～(9) 省略

(新設)

(新設)

(使用許可の手続)

第 15 条 学校その他の教育機関の長は、その所属に属する教育財産の使用の申出があつたときは、教育財産使用許可申請書（別記様式第 2 号）および関係書類を提出させなければならない。

2 学校その他の教育機関の長は、前項の申請があつた場合において、その使用が引き続き 4 日以上にわたらないときは、法令および条例に違反しない範囲でこれを許可することができる。

3 学校その他の教育機関の長は、前項の期間を超える使用または異

か、必要な条件を付するものとする。

(1)～(9) 省略

(10) その他必要と認める事項

2 教育財産の使用料を減免して許可を行う場合その他必要があると認める場合は、一定の用途ならびにその用途に供しなければならない期日および期間を指定して許可しなければならない。

(使用許可の手続)

第 15 条 教育財産の使用の許可を受けようとする者は、教育財産使用許可申請書（別記様式第 2 号）に関係書類を添えて、当該財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 学校その他の教育機関の長は、前項の規定による申請に係る使用が引き続き 4 日以上の使用または異例に属する使用である場合において、当該財産の使用の許可をしようとするときは、当該教育財産使用許可申請書に次に掲げる事項を明らかにした副申書および次条第 1 項の許可書の案を添えて教育長に提出し、教育長の承認を受けなければならない。

(1) 当該財産の財産台帳記載事項

(2) 使用を許可しようとする理由

(3) 使用目的

(4) 使用数量および使用期間

(5) 使用料およびその算定の根拠

(6) 使用料を減免しようとするときは、その理由

(7) 現に使用の許可を受けている者に係るものにあつては、現在の財産の使用の状況

(8) 使用許可についての意見

(9) その他参考となる事項

3 学校その他の教育機関の長は、第 1 項の規定による申請に係る教

例に属する使用にあつては、申請書に次に掲げる事項を明らかにした副申書を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 当該財産の財産台帳記載事項
  - (2) 使用目的
  - (3) 使用数量および使用期間
  - (4) 使用料およびその算定の根拠
  - (5) 使用料の減免の必要があるときは、その理由
  - (6) 現に使用の許可を受けている者に係るものにあつては、現在の財産の使用の状況
  - (7) 使用許可についての意見
  - (8) その他参考となる事項
- (使用許可書)

第 16 条 学校その他の教育機関の長が前条第 2 項により教育財産の使用を許可しようとするときは、教育財産使用許可書（別記様式第 3 号）を申請者に交付するものとする。

(原状変更および使用目的の変更)

第 17 条 学校その他の教育機関の長は、使用者が使用財産の原状または使用目的の変更を希望するときは、教育財産原状（使用目的）変更許可申請書（別記様式第 4 号）を提出させなければならない。

育財産の使用が引き続き 4 日未満の使用である場合は、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、当該財産の使用の許可をすることができる。

(使用許可書)

第 16 条 前条第 1 項の教育財産の使用の許可をするときは、次に掲げる事項を記載した許可書を申請者に交付するものとする。

- (1) 申請者の住所および氏名
- (2) 使用財産の所在地名および名称ならびに数量
- (3) 使用目的
- (4) 使用期間
- (5) 使用料ならびに納入の期限および方法
- (6) 使用許可の条件
- (7) その他必要な事項

2 学校その他の教育機関の長が前条第 3 項の規定により教育財産の使用の許可をしようとするときは、前項各号に掲げる事項を記載した許可書を申請者に交付するものとする。

(原状変更および使用目的の変更)

第 17 条 使用者は、使用財産の原状または使用目的を変更しようとするときは、教育財産原状（使用目的）変更許可申請書（別記様式第 3 号）を当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に提出しなければならない。

(異状が生じたときの届出)

第 18 条 使用者は、天災その他の理由により、使用財産に異状が生じたときは、直ちにその旨を記載した書面に証拠となる書類を添えて教育長に届け出なければならない。

(使用財産の返還)

第 19 条 使用者は、使用期間が満了し、または取消しがあつたときは、教育財産返還届 (別記様式第 5 号) を教育長に提出しなければならない。

## 2 省略

(貸付けの取扱い)

第 19 条の 2 教育財産の貸付けの取扱いについては、滋賀県の行政財産の貸付けの例による。

(教育財産台帳)

第 20 条 教育長は、その管理に属する教育財産について、県財産規則第 60 条第 2 項の規定に準ずる教育財産台帳 (県財産規則様式第 12 号から第 23 号まで。以下「台帳」という。)を備えるものとする。

2 学校その他の教育機関の長は、その所属に属する教育財産について、前項の台帳の副本を備えなければならない。

3 台帳および副本には、実測図、配置図、平面図その他関係図面を附属しなければならない。

(異状が生じたときの届出)

第 18 条 使用者は、天災その他の理由により、使用財産に異状が生じたときは、直ちにその旨を記載した書面に証拠となる書類を添えて、当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に届け出なければならない。

(使用財産の返還)

第 19 条 使用者は、使用の許可の期間が満了し、または許可の取消しがあつたときは、教育財産返還届 (別記様式第 4 号) を当該使用財産を所管する学校その他の教育機関の長を経由して教育長に提出しなければならない。

## 2 省略

(貸付けの取扱い)

第 19 条の 2 教育財産の貸付けの取扱いについては、県財産規則第 29 条第 1 項の規定の例による。

(教育財産台帳)

第 20 条 教育長は、教育財産に係る台帳 (以下「台帳」という。) を作成するものとする。この場合の台帳の様式については、県財産規則別記様式第 13 号から別記様式第 26 号までの様式の例による。

2 台帳は、当該台帳に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) をもつて、当該台帳に代えることができる。

3 学校その他の教育機関の長は、電磁的記録により作成されない場合にあつては、その所管に属する教育財産について台帳の副本を備え、財産の価格、数量等について変動を生じたときは、台帳の副本を修正しなければならない。

4 教育長は、台帳に附属すべき実測図、配置図、平面図、その他関

(台帳の修正)

第 21 条 学校その他の教育機関の長は、台帳記載事項の変更を生じたときは、そのつど副本に記載し、附属図面があるときは、その附属図面を修正しなければならない。

2 前項により修正したときは、副本の写しおよび関係図面を添えて教育長に台帳の修正を求めなければならない。

(台帳の記載)

第 22 条 台帳および副本の記載については、県財産規則第 62 条から第 65 条までの規定を準用する。

(使用許可台帳)

第 23 条 教育長は、教育財産の使用許可の状況を明らかにするため使用許可台帳(別記様式第 6 号)を作成し、その記載事項に変更を生じたときは、そのつど整理するものとする。ただし、使用期間が短時日のため台帳を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(新設)

2 前項の台帳には、関係図面に附属しておかなければならない。

3 教育長は、第 1 項の台帳の記載事項を確認するため、毎年 1 回、使用の許可をした教育財産の使用の状況について実地に調査を行い、その結果を当該台帳に記録するものとする。

4 学校その他の教育機関の長は、第 1 項の副本を備え関係図面を附属しなければならない。

(定期報告)

第 24 条 学校その他の教育機関の長は、その所属に属する教育財産に

係図面を備え置かなければならない。

(台帳の修正等)

第 21 条 教育長は、台帳記載事項の変更を生じたときは、その都度、台帳を修正するものとする。

2 教育長は、教育財産の変動について台帳に記載する場合において、附属図面があるときは、その附属図面を修正するものとする。

(台帳の記載)

第 22 条 台帳の記載および証拠書類については、県財産規則第 62 条から第 66 条までの規定を準用する。

(使用許可台帳等)

第 23 条 教育長は、教育財産の使用許可または貸付の状況を明らかにするため、使用許可台帳および貸付台帳(以下「使用許可台帳等」という。))を作成し、その記載事項に変更を生じたときは、その都度、整理するものとする。ただし、使用許可または貸付けの期間が短時日のため使用許可台帳等を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 使用許可台帳等の様式については、県財産規則別記様式第 27 号および別記様式第 28 号の様式の例による。

3 使用許可台帳等には、関係図面を附属しておかなければならない。

4 教育長は、使用許可台帳等の記載事項を確認するため、毎年 1 回、使用の許可または貸付けをした教育財産の使用の状況について実地に調査を行い、その結果を当該台帳に記録するものとする。

(削除)

(削除)

ついて、毎会計年度末における数量および当該会計年度における年間の異動状況を、県財産規則様式第 25 号から第 31 号までに定める定期報告書により翌会計年度の 4 月 10 日までに教育長に報告しなければならない。

(損害報告)

第 25 条 学校その他の教育機関の長は、天災その他の理由により、その所属に属する教育財産について、滅失またはき損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとり、かつ、被害の状況および被害金額の概算を適宜の方法により教育長に報告しなければならない。

2 学校その他の教育機関の長は、事故発生後 3 日以内に、被害の内容を災害報告書（別記様式第 7 号）により教育長に報告しなければならない。

第 26 条 省略  
付則以下 省略

(損害報告)

第 24 条 学校その他の教育機関の長は、天災その他の理由により、その所管に属する教育財産について、滅失または毀損等の事故（以下「事故」という。）が発生したときは、直ちに必要な措置をとるとともに教育長にその旨を報告し、かつ、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書により詳細に報告しなければならない。

- (1) 被害財産の名称、所在地および地番
- (2) 事故の原因および発生の日時
- (3) 被害の状況
- (4) 被害財産の保全または復旧のためにとつた応急措置
- (5) 損害見積額および復旧可能なものについては、これに要する経費の見積額
- (6) 使用財産にあつては、事故に対する使用者の責任の有無
- (7) 使用者に責任がある場合にあつては、使用者の損害賠償負担能力
- (8) その他参考となる事項

(削除)

第 25 条 省略  
付則以下 省略